

国民年金制度が改正されます

平成 26 年 4 月から「国民年金制度に関する法律」が改正されます。この改正のポイントなどをご紹介します。

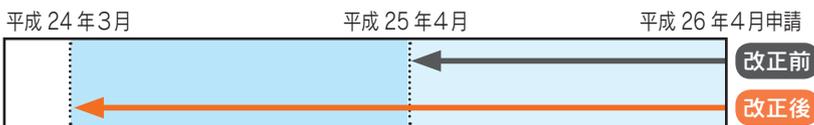


(例) 平成 26 年 4 月に保険料免除などを申請した場合の申請可能期間

< 保険料免除・若年者納付猶予 >



< 学生納付特例 >



特例免除の申請が可能な期間 (平成 26 年 4 月に申請する場合)

災害・失業等の理由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
平成 22 年	平成 24 年 3 月～平成 24 年 6 月
平成 23 年	平成 24 年 3 月～平成 25 年 6 月
平成 24 年	災害・失業等の前月～平成 26 年 6 月
平成 25 年	災害・失業等の前月～平成 27 年 6 月

※学生納付の場合、翌々年の 3 月まで。

01 保険料免除などを申請できる期間が拡大されます

国 国民年金は、経済的な理由や在学中などで保険料を納めることが困難な場合、申請免除等の制度を利用できます。保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請は、これまで申請直近の 7 月まで (学生納付特例は 4 月まで) の 1 年以内でしたが、今回の改正により、申請時点から 2 年 1 ヵ月前までさかのぼって申請できるようになります。

02 失業等の特例免除の対象期間が拡大されます

災 害や失業等を理由とした免除は、前年度所得がかわらず免除を受けることができます。この特例免除の条件が改正され、次の表のとおり、さかのぼって申請できるようになりました。



03 その他の主な改正点

○国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます
 これまでは、国民年金の任意加入被保険者 (サラリーマンの妻や海外在住者など) が本人の申出により加入をしていた人が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格に算入されます。

○子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます
 これまでは、死亡した人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていましたが、平成 26 年以降に死亡した人から、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

○未支給年金を受け取る遺族の範囲が拡大されます
 これまでは、未支給年金 (亡くなった人が受け取るはずであった未払いの年金) を受け取る遺族の範囲は、生計を同じくしていた 2 親等以内 (配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹) でしたが、改正後は、上記以外の 3 親等内の親族 (甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など) まで拡大されます。